

「地域密着型サービス整備事業者公募に関する質問書」に対する回答

(平成 30 年 9 月 5 日回答分)

1 協力医療機関、介護老人福祉施設等との連携が確認できる書類

(問) 協力医療機関は日常生活圏域外でもよいのか。また範囲は決められているのか。

(答) 定期的な往診や通院だけでなく、緊急時（特に夜間帯）にすぐに連絡が取れる協力体制を構築しておくことが重要であることから、協力医療機関等は、通常の事業の実施地域内であり、かつ事業所から近距離にあることが望ましい。

<参考>

「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、協力医療機関等との連携及び緊急時等の対応が義務付けられています。

(協力医療機関等)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療（歯科）機関を定めておかなければならない。また、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(緊急時等の対応)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 運営推進委員の構成について

(問) ①運営推進会議の構成員の人数に規定はあるのか。

②「利用者・利用者の家族・地域の代表者・・・」とあるが、これらのものは、必ず構成員としておかなければならないのか。また、同一人がそれらを兼ねることができるのか。

(答) ①下記に示す分野から 1 名以上選出し、合計で 4 名以上が望ましい。

②原則として、それぞれの者を構成員とする必要がある。なお、構成員の立場が異なることから、兼務することは望ましくない。(運営推進会議に関する Q & A 厚生労働省参照)

<参考>

「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、運営推進会議の構成員や開催回数、会議の内容などが義務付けられています。また、町では平成 30 年 5 月に「地域密着型サービス運営推進会議等の手引き」を作成し、町内の地域密着型サービス事業者に通知するとともに、町ホームページに掲載しています。

具体的には、以下のとおりです。

(運営推進会議等の構成員) ※「地域密着型サービス運営推進会議等の手引き」より

運営推進会議等の構成員は、以下の①～④の分野から1名以上選出し、計4名以上が望ましいです。

①利用者又は利用者の家族

家族に代わり、利用者の後見人を選出することも考えられます。

②地域住民の代表者

例) 町内会・老人クラブなどの地域団体の方、民生委員、学校関係者、NPO法人、介護相談員、認知症サポーターなど

③当該サービスに知見を有する者

知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、例えば、他法人の介護事業所の管理者、介護相談員等のボランティア、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わった経験がある方等も含め、介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる方をいいます。

ただし、地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から、同一法人又はその系列法人に所属する者を選任することは望ましくないと考えます。

④南部町の職員又は南部町地域包括支援センター職員

⑤事業所の管理者や従業者等

<厚生労働省Q&A>

介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて(平成18年9月4日)

(問16) 運営推進会議の構成員について、「利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護については、知見を有する者等」とあるが、これらの者は必ず構成員とする必要があるのか。

また、同一人が「利用者の家族」と「地域の代表者(町内会役員等)」、「地域住民の代表者(民生委員等)」と「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

(答)

- 1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業者が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要がある。
- 2 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していないが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられる。

3 事業所の設計について

(問) 設計上、特に配慮すべき事項はどのようなものがあるか。

(答) 認知症高齢者グループホームでは、認知症になっても住み慣れた地域の中で、共同生活を送りながら入浴、排せつ、食事等の日常生活支援及び生活機能向上に配慮した介護サービスが多様に提供されており、認知症ケアにおいて果たす役割は、とても重要なものとなっています。

地域密着型サービス事業所の設備基準については、「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の関する基準を定める条例」等で示されているところですが、設計に当たっては、利用者、それをサポートする介護スタッフ、利用者家族等、さまざまな視点から「どうしたらよりよいサービスが提供できるか」を、介護スタッフをはじめとした関係者で考え、議論し、設計に反映させてください。

設計を担当される方は、関係者の意見を反映するとともに、さらにもう一度、利用者の生活の流れを考え、設計を進めてください。

なお、提出書類の「(様式5) 施設等に係る調査(建物・設備等の内容)」で、建物・設備等の内容について質問していますので、こちらもご確認ください。